

草津市教育委員会会議録

令和元年11月定例会

(11月20日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	川那邊 正
	委員	周防直美
	委員	檀原 泉
	委員	中西長雄
	委員	稲垣明美

議事参与	教育部長	居川 哲雄
	教育部理事（学校教育担当）	畑 真子
	教育部副部長（総括）	山本 智加江
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校政策推進課長	江 竜 眞 司
	教育総務課長	田 中 歩
	生涯学習課長	相 井 義 博
	スポーツ保健課長	織 田 泰 行
	スポーツ大会推進室長	藤 崎 篤
	学校給食センター所長	宇 野 秀 樹
	歴史文化財課長	岩 間 一 水
	草津宿街道交流館長	八 杉 淳
	図書館副館長	田 中 直 樹
	学校教育課長	京 近 武 史
	児童生徒支援課長	成 田 陽 子
	職員課長	山 際 喜一郎
	職員課課長補佐	橋 本 哲 男
事務局	教育総務課総務係長	門 脇 弦 太

開会 午後 3時00分

川那邊教育長 それでは、ただいまから草津市教育委員会11月定例会を開会いたします。

—————日程第1—————

川那邊教育長 まず、日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

川那邊教育長 異議がないようですので、11月定例会は、本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

川那邊教育長 次に、日程第2、「10月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

川那邊教育長 異議がないようですので、10月定例会会議録は、承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

川那邊教育長 次に、日程第3、「教育長報告」に移ります。

まずは、14日ですが、滋賀県小中学校教育研究会第2ブロック保健安全教育研究協議会が、草津市立教育研究所で開催されたことについてです。第2ブロックとは、草津、守山、栗東、野洲、湖南、甲賀の各市からなる組織で、そこから、養護教諭、保健主事、性教育主任、安全教育主任、栄養教諭、食育担当者など、91名の参加がありました。児童生徒の健全な心と体の育成はもとより、今日、自然災害、熱中症、感染症、事故への対応など子どもの健康管理・安全管理は重要課題であり、市域を越えた幅広い協議や情報交換がさらなる取組への充実への一歩になったと聞いております。

15日には、株式会社京都銀行様から、これまでから市内小中学校にトイレットペーパーをいただいているのですが、この日は渋川小学校に御寄付をいただきました。平成20年度から各学校に毎年2回ずついただいております、今回は、これまでの感謝を込めて感謝状の贈呈式を行いました。このトイレットペーパーは銀行内の事務処理で出る廃棄文書をリサイクルしたものであり、環境学習の好事例として身近な学習教材にできればと思います。

16日、土曜日には、「草津宿街道交流館開館20周年記念イベント 草津の民俗芸能大集合！伝統芸能にふれよう！」がアミカホールで開催され、218名の参加をいただきました。「下笠のサンヤレ踊り」「志那のサンヤレ踊り」「上笠天満宮講踊り」「渋川花踊り」など、草津の四つの民俗芸能の実演が一堂に会して行われたのは初めてのことで、参加いただいた方からは、「大変よかった」「古くから草津に受け継がれてきた伝統芸能を知る良い機会になった」などの声をいただきました。和楽器演奏集団「独楽（こま）」による迫力ある演奏も披露され、改めて太鼓や三味線等のよさを感じました。

また、街道交流館では、「くさつを彩る舞 風流踊りの系譜」も開かれ、江戸時代からの踊りの衣装や楽器が展示されています。

17日には、「くさつビブリオバトル2019」が、市民交流プラザとアーバンデザインセンターびわこ・くさつ（UDCBK）で開催されました。小中学生の部には、市内全小中学校20校と立命館守山中、光泉中から、代表38名が参加しました。また、高穂中、老上中、玉川中、新堂中のボランティアスタッフ10名も、各会場の運営等に関わっていただきました。さらに、今年の特徴としては、英語の部に、一般の方に加え、松原中、新堂中から4名の中学生の参加がありました。本の紹介のあとの質疑においても英語で答える場面があり、改めて中学生の英語力が育っていることを感じました。

最後は、今年度、取組を進めている草津の学校教育「令和の4改革」、「教え方改革」「学び手改革」「働き方改革」「マネジメント改革」についてです。学校教育においては、今年度の後半に入ったことから、校長会では、これまでの取組や進捗状況から課題を設定し、策を練り直して、さらなる改善や行動につなげていくことについて講話をしました。市教育委員会でも、これまでの課題や取組を踏まえ、新たなアクションを起こす必要があります。既に、畑教育部理事をトップとするプロジェクトチームを立ち上げ、四つの改革に加え、新たな課題への対応に取り組むこととしています。草津の強みを生かし県内をリードするような、創意ある発想や意欲ある取組を期待しているところです。

草津では、マネジメントの発想を生かした学校経営を大切にしています。校長先生もその意識が高く、今年度の後半、各学校でも意欲的な学校経営が進むと思っています。挑戦し続ける草津市学校教育でありたいと思っています。

以上、教育長報告といたします。

それでは、委員の皆様の方から、11月にあった行事や教育全般に関する事項で、御意見、御感想などがございましたらお願いいたします。

11月12日に、玉川幼稚園の人権教育計画訪問に伺いました。玉川幼稚園は今年度もずっと工事中ですが、その分玉川小学校に協力してもらって校庭を利用できて、小学生とも自然に交流ができていて、園児にも小学生にとっても良い環境だといつも思っています。園長先生と小学校の教頭先生も、わざわざ時間をとらなくても立ち話でも情報を共有できるとのことで、幼小連携がよりスムーズになるかと思いますし、工事が終わってもこの自然なつながりが続けばいいなと思います。ほかの例えば矢倉幼稚園なんかも形が玉川小学校と玉川幼稚園みたいな敷地の中にあるという状態なので、そういう似たようなところもそういう自然につながっているような環境になればいいなと思います。

あと、11月16日に、「草津の民俗芸能大集合！」を私も見に行きました。下笠と志那のサンヤレ踊りを続けて見ることができ、実は二つとも初めて見たのですが、雰囲気は全然違うのがよくわかりました。下笠は華やかな衣装や花笠を身につけた子どもさんが本当にかわいらしいし、志那は白いはっぴ姿の中学生か高校生ぐらいの男の子たちが本当にかっこよくて、一生懸命な姿に感動しました。同じ草津市内に住んでいても地域が違ったりすると、あと新しい住民なんかはこういう伝統芸能の存在を知らなかったりするのですが、知らないのはもったいないと思うので、多くの人が目にするのがいいなと思います。時間がなくて後半は見れなかったのですが、たまたま込田公園に遊びに来ていた親子さんもふらっと見に来られていたので、こういう入場無料で出入り自由で文化や芸能に気軽にふれられるというのはありがたいなと思います。

あと、11月17日の「くさつビブリオバトル」を私も見に行きました。毎年楽しみにしていますが、年々レベルが上がっているように感じています。今年は小学生はたまたま3、4年生ばかり見たのですが、3、4年生でここまで話せるのかと驚かされるような子が多かったです。去年は学校での選考会に落ちたとか、去年は出たけどチャンピオンに選ばれなかったからとか、なので今年はリベンジするような子もいて、一つの目標になっていてとてもいいと思いました。出場した小学生が同じく出場して、上手に話していた中学生に声をかけている姿もあり、そういう交流もいいなと思いました。午後からの英語の部では、中学生がすらすらと英語を話す姿に感心しました。特に時間が余ってしまってもう少し話してと言われてアドリブで話したり、英語での質問に答えたり、そういう英語力の高さとかそういう臆しない態度にもすごく感心して見ていました。来年はさらに全中学校から参加者が出ることを期待しています。ビ

檀原委員

ブリオバトルは授業でも取り入れられていますが、ゲーム感覚で人前で話すとか人に伝える力がついていくと思うので、これからも楽しく盛り上がればいいなと思います。

11月5日と6日に、西日本の研究協議会が鳥取でありまして、参加させていただきました。今回のメインのテーマは、人口減少社会における地域と学校の協力によって子どもたちをどう育てるといような話で、主にコミュニティ・スクールについて文科省からも来られたり、またはその研究をされつつ実施されている地域からのお話がございました。御存じのように草津市はもう22年になります地域協働合校がございまして、地域との連携関係というのはずっと続けてきていただいているわけなのですが、やはりコミュニティ・スクールということになりますと、もう少し違う要素も入っているなということを実感いたしました。ある意味人口減少社会においてはもう人を育てるしかもうなかなか地域につながっていくいいことができないといようなことも切実に感じながらの発表が多かったのですが、やはり草津市はまだまだそういう面では余裕があるとはいえ、やはりそういう要素をもう少し考えていくことも必要だし、今年から全ての学校が草津市でも文科省型のコミュニティ・スクールに移行したということ踏まえますと、若干そういうところから学ぶ必要があるなということを感じましたので、ぜひ今後ともそういう意味では先進地域でありつつもこれからまた変わっていく必要もあるということをお互いに共有できたらいいなと思っています。また、細かい話はいろいろする機会があったらやっていきたいなと思っております。

11月8日には、クレアホールにおきまして、生涯学習課の方で企画いただいています第3回の学びの地域支援講座というのにも参加させていただきました。今回は滋賀県の近代美術館の学芸員をされている平田学芸員さんをお話をいただきまして、家庭教育という分野において子どもたちや家庭が美術展を見ながらどう学ぶをするかといようなことを、割とその展覧会の見方、鑑賞をするときのポイントのような話をしていただきました。1件、地域支援という形とは一見違うように思うかもしれないけれども、実はそういう文化的なものをみんなが共有していく。また、地域においてもそういうことが何かのベースになっていくといようなことをすごくイメージできるような、本当にいい取組を生涯学習課の方でも企画いただいたので、参加者は若干少なくて残念やったのですが、すでにそういう参加者数というよりはこういうことをまちづくりの大事なポイントとして捉えている視野が、草津市は素晴らしいと感じました。

13日と14日と15日は、先ほど周防委員さんのお話にもありましたが、

幼稚園・こども園においての人権教育計画訪問に参加させていただきました。最初、13日の常盤幼稚園において、子どもたちは遊びの中で模擬店をやっていました。つい先日から地域の祭りというか、ふれあい祭りの中で模擬店に参加した子どもたちも多かったようで、非常にリアリティーのあるところをされていたのですが、それを終わるときにこれは非常にびっくりしたのですが、反省会というか今日の振り返りをされているときに、魚釣りをしているときに何かずるっこしている子がいるみたいな意見が出ていたのです。そこでどういう流れになるのかなと思ったら、それずるっこしていたのは何でかという、両面テープでひっついていて魚がなかなかとれず、手で引っ張らないとれないぐらい強いと。そしたら、これは本当はずるっこしようと思っていたのではないのだけれども、そういうことがあるからやむなくそうしていた。その問題点を明らかにした上で、じゃあどうしたらいいかという問いかけを、先生が問いかけたところ、ああしたらいいんじゃないだろうか、こうしたらいいんじゃないかみたいな意見が次々に出て、最終的にどういうことになったかという、ひっかけているところの上にリールをつけたらいいだろうと。リールみたいなあったら多分釣れるのではないかと。多分本当は違うのですね。こうひっかけているところが弱過ぎて、ひっかけて引っ張ったらとれてしまうのですが、でも先生は答えをすぐには言わずに、じゃあ今度一遍やってみようかということで、やってみようという問いかけをして、じゃあこういうふうにしてつくろうというふうにして、一歩進めて次回それをつくってみて、また反省するみたいな繰り返しをやっておられるのだなということを感じました。園長先生に聞きますと、この間まではその魚釣りはするけど、その魚は動いていなかった。でも、今日のは動いていたと。その間に変化があったということ先生自身もおっしゃって、実はそういう毎回の繰り返しによって少しずつその遊びも進化しているということ聞きまして、何とすごいことをやられているなど非常に驚いた次第です。あと、常盤幼稚園では長年開園当時から植えられていたポプラの木が訪れた次の日に切られるという話を聞きまして、ぜひ先生には常盤小学校の子どもたちの中にも思いがある子どもたちがあるからということ伝えていただきまして、そうしたらもう早速その日の昼休みの給食の時間の放送で、実はこういうことがあるからもしあしたの朝学校に来るときちょっとお別れをしていきましょうみたいな話を学校でも共有していただいたという話を後から聞きました。本当に人権というのはいろいろな意味で学ぶところが多いなというふうに思いました。

山田幼稚園では、周囲の環境の豊かな中で、生き物がたくさんいる環境で育てられるということで、また、地域の中の人たちとの交流や意見の中で、大人も子どもも学び合っているということをお話しいただきました。幼稚園の

ころからやはり保護者さんや地域の方のつながりができているということは、本当に豊かな学びにつながっているなと思いました。

また、三つ目の矢倉幼稚園におきましては、今年1年だけを通しましても非常にたくさんの人権的な課題を解決してきたというお話を聞きました。一つは、6月ごろに今まで幼稚園にずっと来ていない幼児がいたらしいです。その子を見つけていただいて、学校に行くまでにちょっとでもやはり幼稚園とか集団教育をする機会をつくらなければということで、頑張って6月から5歳児のクラスに来た子どもがいたと。やはりほとんど家から出ていなかったのも運動能力もあれやし、ちょっとしたことでもうすぐ人を傷つけるようなものを言ったりするというので、先生は最初に悩まれたそうですが、やはりいろいろな子どもたちとのやりとりや、その子どもに対するいろいろな配慮をすることによって、その子も大分みんなと一緒にやれるようになったという話。また、運動会においては、あるバングラデシュの子どもさんがおられて、前の日に飾りつけをするときに万国旗を全部並べたのだけど、バングラデシュの旗がなかったと。それはちょっとかわいそうやということが何か伝わって、次の日にある保護者の方が子どもを通じて旗をつくって持ってきてくれて、それで実際にその運動会のときには、そのバングラデシュの旗も一緒に掲示することができたというようなことを聞きまして、非常に感動いたしました。本当に素晴らしいことをされているなと思いました。また、運動会においては、車椅子の子どもさんがおられて、今までやったらこういう競技のやり方やったけど、その子がいるということはやはり競技のやり方を変えるべきだということで、やはり工夫された競技にしたことによって、非常にスムーズにかつその子にもちゃんと楽しい運動会ができたという話をされて、やはり現場で非常に一つ一つ丁寧にされているという教育をされていることがひしひしと伝わってきて、草津市って本当に豊かな文化を持っているなということをつくづく感じました。

あと、16日のアミカホールにおける街道交流館20周年の民俗芸能の発表は、本当によかったなと思いました。ずっと期待していたサンヤレ踊りや講踊り、花踊りなんかというのは、やはり同じ日に祭りがあるので、よその地域のことは絶対見られないのですが、そういうものを見る機会をつくっていただいたのもすばらしかったし、また、一つ一つの踊りやその祭りの違いというものも、先ほど周防委員さんもおっしゃいましたが、わかることができたり、また、似ているところも非常にあって、講踊りと花踊りというのは、講踊りは上笠地区で、花踊りは渋川の伊砂神社のところなのですが、でも、最初に軍配をもった方が音頭取り頼みましょう、太鼓の頭と言って最初に合図を言わはるのですね。それ両方とも言ってはったのですよ。日も一月ほどずれるのですね。花踊りは9月13日で、講踊りは10月の終わりぐらいかな。11月の

初めかそのあたりなのですけど、でも何か似ているところも非常にあったりとか、多分それぞれの地域に住んでる人はそれを知ってはるか知ってはらんかわからないのですが、草津にそういうものがあるということを知らせてただけの機会があったことだけでもすばらしいと思いましたし、また、それに併せて企画展をしていただいた。本当に非常にいい感性でやっていただいたなと思いました。400年前から伝わっている衣装が今も大切に保存されていて、そこにやはり当時に着ていた人たちがどういう思いでされていたのかということも感じることができて、本当に草津にすばらしい文化がずっと伝わっているというのが感じられました。

その一つに、長束と片岡という地域が印岐志呂神社にサンヤレ踊りを奉納されているのですが、印岐志呂神社の「印岐」という言葉は、先日ありました天皇陛下の大嘗祭において、「主基」と「悠紀」と二つあるのですが、そのときの「悠紀祭殿」というのがあるその天皇のときに、印岐志呂神社のそこら辺の田んぼに指定されたことが、その名前の由来になっているというのを、私、大分前ですけど聞いたことがあるのです。ですから、そういうことも草津の一つの歴史の中にあっただなということを思いながら、今回のあのすばらしい企画を堪能することができてよかったなと思っています。皆さん、どうもありがとうございました。

中西委員

私も11月、いろいろなところに行きたかったのですが、そうもなかなかできず、誘われた京都の川島織物という織物屋さんの博物館に行く機会がございました。京都の静市ですので、大分北の方やと思いますけども、そこに川島織物の工場がありまして、そこに寄せてもらいました。そこは私どもの身近なものでいいますと、守山の市民ホールの緞帳、そういうものをつくっておられる会社といいますか工場がありまして、そこにまたほかの文化館とって古くからの織物の収集、展示をされていたわけですけども、なかなか規模の大きい非常に歴史を感じる、そしてまた、新しい文化に取り組んでおられるそういう姿勢といいますか、そういうものについて感銘を受けたところです。今、守山の市民ホールと言いましたけども、草津のクレアホールは緞帳はどこでつくられたかわかりませんが、あちこちで緞帳をつくられているということで、京都の国際会議場とかそういったところ用にも非常に大きな緞帳がつけられていたようです。そういったものをつくられるところで、もう明治の時代からそういうものをつくっておられて、今もその文化を継承されて、今後もまた続けていかれるということなのですが、今も檀原委員さんの方からもありましたけど、大嘗祭で使われた織物、あるいは展示物、そういったものもこういうふうにして作ったんだというようなことの展示もございましたし、京都だけでなく日本

全体の伝統文化の継承と申しますか、そういったものを感じました。京都にあるわけですが、これはただ何となく残ったというものではなしに、やはり京都の町屋の方の思いですかね。それから、そういった織物に対しての熱意、そういったものが今もこうして続いてきているのだなということを感じて、文化というもの、あるいは文化財、そういったものが私どもの続いてこう次の世代に次の世代にというふうを受け継がれていくためには、それぞれの町で、あるいはその地域での誰かそういったリーダーになる方がおられて、そしてそういうことを大切にしていこうという機運があって初めて文化というのが継承されていくのだろうなと思いました。いろいろな美しい立派なものが展示されていたわけですが、今後も文化継承というような意味でも大切にされてほしいなど。また、多くの方にこういったものを見ていただけるようなものになればいいなというふうなことを思いました。

それから、昨日のことなのですが、滋賀県の美術展覧会、これが第73回ということで、本日までが展示だったのですけれども、見てまいりました。県内で一番規模の大きい展覧会ということで出品者数が452点、例年よりちょっと少なかったようですが、350点ほどの展示がございました。普通ですと県立美術館が主会場になってやるのですけれども、ここ3年ぐらかな。米原の文化産業交流会館が会場になってやっていたいております。米原の文化産業交流会館も大変広くていいところなのですが、やはり美術館ではありませんので、なかなか展示ということの性能をどれだけ生かせるかということになるとちょっと疑問点も残るのですけれども、うまく展示をしていただいております。特に、展覧会見せてもらっております。やはり若い方の展示というか出品者の方が最近ちょっと増えてきているのかなというような印象をもちました。高校生、それから大学生、それから一般の方、そういった方が若干増えているのかなと。そのことも含めてですけれども、やはり賞に若い方を入れようということで、特に若い方の枠を設けて賞をつけておられたというようなこともありまして、若い方の出品者数が多かったのかなと。それから、昨日は平日にも関わらず、たくさんの方が御覧になっていました。米原の駅から5分ぐらいで行けるのですけれども、遠くからまたその米原の方も含めて思っていた以上にたくさんの方がおられました。私が展覧会場を出るときには雨も降っていたのですけれども、雨が降っているような状況でも結構な人が見に来られていまして、すごいなと思いました。その一つの原因としにしても、ボランティアの方で会場に作品の解説ではないのですが、展示の案内をしていただく方がございました。特に人数はそんなにたくさんではなかったのですが、地域の方がその展覧会を盛り上げていこうとするという意欲みたいなものを感じまして、良い展覧会になったなと思いました。私

も実は出品をして展示をしていただいていたのですが、余り体調が良くない中で作った作品でしたので、思うようにはできませんでしたが、何とか展示していただいていた、ありがたかったかなと思います。

展覧会、また草津市展も今後またどういふふうになっていくか新しい会場になっていくわけですが、いろいろな展覧会をもとに、さらに良いものにしていただきたいなと思います。

聞いてばかりでしんどいかなと思うのですが、私も2点だけお話ししたいです。

11月5日、6日と、鳥取市の方に初めて市町村教育委員会の研究協議会というのに参加させていただきました。そこでは行政説明、基調講演、パネルディスカッション、事例発表、協議会という設定がなされておりました。行政説明というのは文科省からおいでになって中央のお話が聞けるという、ちょっとどんなことかなというふうに期待をしながら行かせてもらいました。四つのお話をおっしゃいました。新時代の初等・中等教育のあり方、二つ目は学校における働き方改革の取組状況、三つ目はいじめ対策・不登校支援・児童虐待対応、四つ目は公立学校施設の整備という、これが今の四つの柱なんだということを感じました。その中で、新時代の初等・中等教育のあり方というところでキーワードだけお話ししたいと思っています。現在の学校教育の成果例は、数学的リテラシーや科学的リテラシーが世界トップレベル、それから、全国学力・学習状況、草津市は全国平均上回っておりましたけれども、成績下位の都道府県の、滋賀県も下位の方ですので、平均正答率と全国の前答率の差が縮小されているということは、成果は上がっているのだということをおっしゃっていたと思います。それから、社会の急激な変化とともに、どのような課題が顕在化しているか。これは何度も教育委員会の中で話聞いていることもあるのですが、やはり語彙力や読解力に課題がある。高校生の学習時間の減少や学習意欲の希薄化、大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の下下、そのとおりですね。それから、いじめ重大事態や児童虐待の件数が過去最多、それから、教師は小学校月あたり約59時間、中学校で約81時間の時間外勤務、小学校採用試験の倍率の急落ということは、質が下がっているということですね。それから、ICT教育は地域間格差も大きいなど危機的な状況。草津はこの点はずっと先を進んでいると思いますけれども、ほかのところを見たときには、そういう位置付けにあるんだということをおっしゃっていました。それから、1市町村1小学校1中学校等の自治体が増加している。統廃合が進んでいるということだと思います。そんな中で、Society 5.0時代の教育学校の教師のあり方ということもありました。読解力や情報活用能力、読み解く

力というのはここからきているのだなと思いました。自分の頭で考えて表現する力、知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力、それから、教師を支援とするツールとして先端技術を活用し、協働的なもの。一人一人の能力・適性に応じた学び。子どもたちの意欲を高め、やりたいことが深められる学び。それから、子どもたちの学びの変化に応じた資質能力を有する教師、多様性があり変化にも柔軟に対応できる教師集団、教師の側も変わらなければいけないということを言っていると思います。それと、チームとしての学校ということで、そんなことをおっしゃっていました。

それから、働き方改革の中で非常にこれと思ったのは、先生方の働く時間を縮小しようという方向がメインではなくて、目的は子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることだということを忘れてはいけない。単に削減、削減でやっていくのではなくて、目的はそこにあるのだということを言われて、なるほどと思いました。そのために、学校・教師が担う業務の明確化と適正化がいるのではないかということ。その一つが、基本的には学校以外が担うべきもの。学校がしなくていいじゃないかというのが登下校であるとか放課後の学習、徴収金、地域ボランティア、それから、学校の業務ですが、必ずしも教師が担う必要がないものがあるのと違うか。それが調査・統計、たくさんありますね。これ国から来るので仕方がなくやっていますが、それから休み時間。校内清掃、部活動というような中で、もっと業者委託であるとかいろいろ改善すべきこともあるということをおっしゃっていました。それから、教師の業務が負担業務ですが、負担軽減できるものもあるのと違うか。給食時の対応、授業の準備、学習評価、成績評価、学習評価と成績評価は全て教師がするのではなくて、草津市のように赤ペン先生をとく、準備のために補助をとく、そういうことを草津市では随分していただいていると思います。それも大事な一つの改革ですよということをおっしゃっていました。私も前回は言ったのですが、やはり一つはすぐ行政ができることとして、学校給食費の公会計化を進めてほしいなと思いました。学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる、公会計制度を採用することで、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体がみずからの業務として行うということが、非常に先生の負担軽減にもなりますし、親御さんも一本化されるとすごく楽になるし、徴収率も上がるというようなことがもうちょっと研究していただくといいのではないかなと。これは行政にお願いしたい一つだなと思いました。

それから、基調講演は、先ほど檀原委員がおっしゃったように、地域との連携協働、人口減少社会における学校と地域の役割ということで、鳥取市は非常に人口減少しているところです。何をされているかということ、小・中を一本化しているのです。小・中一緒の学校をつくったり、義務教育学校にしたり、そ

ういう形で何とかその児童生徒数減少を食い止めようという努力をされている話を聞きました。今、草津市は増えている方ですけども、これはやはり地方、常盤であるとか、違う方へ行くとやはり減っているのですね。そんなところもこれから考えていかないといけないことだなと思いました。

それから、一番最初にこれ文科省の人が言われたのは、2040年に50%、市町村で20歳から39歳の女性の数が5割以上減ると。どういうことなのですかね。これは、1,800市町村中896が消滅すると。そしたら日本地図を出してそれを見せはったのです。無くなるんだと。自分の住んでいる地域も無くなるかもしれないと。20歳から39歳というのは出産真っ最中の女性たちなのです。子どもは生まないと増えないのです。そこら辺のことをおっしゃっているんだなと思いましたけれども、人口減少の話を進めていかれました。それで、たくさんいろいろなことをおっしゃっていたのですけれども、教育改革・地方創生の動向から学校と地域の連携・協働が必要やと。もう今学校だけで頑張っているだけでもあかんと。地域を巻き込んだものをやるのだと。それをもう草津市もコミュニティ・スクールということでどンドンどンドン進められていますが、進んでいる地域とまだ遅滞している地域といろいろあるし、温度差当然だと思うのですけれど。それから、地域や学校が持っていた教育力が低下しております。家庭でやるべきことをやれておらず、学校で担わなければならないことが多くなっています。それは、人間関係の希薄化であるとか子どもの減少も大きいと。それで、学校から帰った子どもたちが見えなくなっている。学校から帰って子どもは大抵外で遊んでいて、暗くなったら早く帰りなさいと言われたのが二、三十年前の姿です。今は子どもが居ません。どこに行ったのでしょうかね。というようなこと。

それから、社会に開かれた教育課程のために、社会人基礎力というのが必要だと言わはったのです。それ何やといたら、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な力。どンドン外国籍の人たちが入ってくる多様な中で、自分も頑張っていくとあかん。排斥するのではなくて、やはりともに生きていく力、それは三つあると。前に踏み出す力、失敗しても粘り強く取り組む。考え抜く力、疑問をもち考え抜く。チームで働く力。さっきもチームというのはあったのですが、多様な人々とともに目標に向けて協働してくださいということをおっしゃっていました。

それから、子どもたちの将来を見据えるときに、幼・小・中・高・大・社会の段階においてキャリア形成の視点をもった教育をしてくださいと。単に学習を詰め込むのではなくキャリア教育。その段階に応じたものとその小・中のつなぎ、中・高のつなぎというところも大事にしながら、ただ受験のために勉強するのではなくて、自分は将来こういう仕事について担いたいということを非

常にメインに出すことが大事だということをおっしゃっておりました。その中で子どもの社会性を育むのは、「人は人を浴びて人になる。」という言葉が最後キーワードでおっしゃっていました。その中で、コミュニティ・スクールという仕組みを利用して、学校と地域が一緒になって共通の目標に向かって行かないと、地域は地域、学校は学校で動いていても成果は上がらないよということもおっしゃいました。常に新鮮な視点でみんなで共有していく三つの目というのをおっしゃいました。これよく聞かれることだと思います。「魚の目」潮流、時代がどっちの流れであるか意識する。「鳥の目」マクロ、細部にこだわらず全体像を捉えること。「虫の目」ミクロ、ふだん見過ごしている細部に目を向ける。こんな目で見てみることも大事ですよということが言われていました。それと、コミュニティの中でこの言葉もキーワードだと思うのですが、参加と参画、どう違うかわかりますかね。参加することと参画すること。ちゃんと使い分けてください。それから、支援することと協働。支援と協働。随分違うのですね。中身が。それも吟味してやるといいですよということをおっしゃっていました。

それから、やはり地域と協働でやっていくときの課題もあるよということで、放課後学習などやってあげると意識のものが多いいんじゃないか。子どもたちとともにやる内容が余り多くないんじゃないか。それから、地域の人にやってもらう受け身の姿勢。コミュニティ・スクールにおけるキャリア教育の浸透の必要性というようなことも課題にあるということをおっしゃっていました。最後に、やはり子どもは宝である。その全ての子どもたちのため、未来へのバトンを渡すために人間の究極の幸せは四つありますよ。人に愛されること、人に褒められること、人の役に立つこと、人に必要とされること、こんな子どもたちに草津の子どもたちもなってくれたらいいなというのを思いながら、そんなことを聞かせていただきました。

川那邊教育長

それでは、教育長報告につきましては、以上で終わらせていただきます。

————— 日程第 4 —————

川那邊教育長

次に、日程第 4、付議事項に移ります。

議第 50 号の臨時代理の承認を求めることについてでございますが、この議案は人事案件でありますことから、会議を公開しないこととすべきであると考えます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項では、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、

これを公開しないことができるとなっておりますので、この規定に基づき、お諮りしたいと思います。

当議案および議事を公開しないこととするについて、御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議なしと認めます。よって、当議案および議事は、公開しないことといたします。したがいまして、議第50号の審議は、報告事項の終了後に行うことといたします。

次に、議第51号 令和元年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

議第51号 令和元年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて、教育総務課の田中が御説明申し上げます。

議案書は6ページから11ページでございます。

こちらの補正予算につきましては、11月定例市議会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から当教育委員会に意見を求められているものでございます。

9ページの横書きの表を御覧いただきたいと思っております。

それぞれ具体的な内容につきましては、担当課から順に御説明申し上げます。

まず、教育総務課の所管分といたしまして、一番上の中学校の大規模改造費でございますが、新堂中学校武道館の大規模改造工事につきましては、先般、実施いたしました工事の入札が不調となりましたことから、工事の再積算と工程の見直しを行った結果、910万5千円を増額する必要が生じたことから、補正予算を計上するものでございます。また、工程の見直しにより今年度の工事の完了が困難になりましたことから、10ページに記載しております4,310万円を繰越明許費として、来年度予算に繰り越すものでございます。

次に、9ページに戻っていただきまして、2段目の中学校給食センター整備費でございますが、こちらは（仮称）草津市第二学校給食センターの整備に当たりまして、建設予定地の造成工事にかかる経費について補正予算を計上するものでございます。

なお、工事につきましては、今年度と来年度にまたがって実施することから、9ページに記載しております4,527万円を今年度執行する予定であり、

11ページに移っていただきまして、表の一番上に記載しております7,870万円につきましては、来年度に執行する予定のため、債務負担行為として補正予算を計上するものでございます。

教育総務課からは以上でございます。

スポーツ保健課長

続きまして、スポーツ保健課の織田から御説明申し上げます。

9ページの3段目、学校給食センター特別会計繰出金でございますが、補正予算額597万5千円をお願いするものでございまして、その財源は一般財源でございます。その内容は、人事異動によります職員給与の減と、管理運営費として不足いたします修繕料・光熱費の増でございます。

その下、社会体育施設整備費でございますが、補正予算額52万6千円でございます。その財源は一般財源でございます。野村運動公園に隣接いたします県道下笠大路井線の拡幅に伴い、グラウンドの一部が用地買収の対象となります。土地所有者が私有地である市民体育館跡地をその代替地として希望しておりますことから、当該地の譲渡に向け、不動産関係に必要な経費を予算計上するものでございます。

スポーツ保健課からは以上でございます。

スポーツ大会推進室長

続きまして、スポーツ大会推進室の藤崎から御説明申し上げます。

議案書9ページ、下から2段目でございます。

東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、組織委員会や滋賀県実行委員会、警察などと連携を図りながら進めておりまして、来年5月28日の夕方に本市を走行する予定でございます。この聖火リレーの観覧案内および交通規制案内等を記載したチラシやポスターを作成するための経費でございまして、来年5月に実施することから補正予算を計上し、早期の周知啓発に取り組んでいきたいと考えております。また、議案書11ページの中段でございますが、聖火リレーの運営費といたしまして、車両の通行規制やランナーと観覧者を区分するための沿道警備用の資機材の配置および撤去等に係る経費を、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為としまして、補正予算を計上するものでございます。今後のスケジュールといたしましては、今年度中に沿道警備用の資機材配置等の契約を締結し、事業者と綿密な打ち合わせと準備を行い、また、3月には交通規制等のチラシも配付させていただき、5月28日の聖火リレーを安全で確実に実施したいと考えております。

スポーツ大会推進室からは以上でございます。

図書館副館長

続きまして、図書館の田中から御説明申し上げます。

資料9ページの一覧の最後、6段目でございます。

昭和58年7月に草津市立図書館が開館して以来、機能を保持してまいりました移動図書館車庫の電動のオーバースライダードアが、本年8月に故障いたしました。もともとボタン操作によりまして電動で自動開閉ができておりましたが、突然にその機能が損失し、現在、応急の対応措置といたしまして、角材で持ち上げたりロープを使って閉めたりと、手動での開閉を行っております。しかしながら、縦幅約3.3メートル、横幅約5.8メートル、重さ約260キログラムもありますスライダードアを手動で操作することは大変危険があります。それとまた、開閉操作する者も図書館職員だけでなく、駅の返却ポストの回収を含む返却本の回収業務を委託しております草津市シルバー人材センターの職員さんや、図書館の清掃業務を委託しておりますメンテナンス業者の方々も各々の業務を実施される中で、たびたび開閉操作が必要となるため、リスクマネジメントに鑑みましても、速やかに電動操作への原状復旧をしなければならぬと考えており、その修繕費用としまして補正予算を計上しているところでございます。

まことに簡単ではございますが、図書館からの説明は以上でございます。

生涯学習課長

続きます、生涯学習課の相井が御説明申し上げます。

議案書の11ページ、最下段3段目を御覧ください。

草津市立文化ホール指定管理料（草津クリアホール・草津アマカホール）について、令和元年度から令和6年度までの指定管理料5億6,830万円を限度額として、市議会11月定例会において債務負担行為に係る補正予算を提出いたしますことから、今回、教育委員会の議決を求めらるものでございます。なお、指定管理の指定に関する議案につきましては、後ほど議第56号で御説明申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第51号 一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川那邊教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問はございませんか。

御意見はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

意見もないようですので、議第51号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第52号 令和元年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に

対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校給食センター所長

学校給食センターの宇野でございます。

議第52号 令和元年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案書は12ページから15ページでございます。15ページを御覧ください。下段の歳出から御説明申し上げます。

学校給食センターは特別会計ということで、職員費も対象になります。令和元年度の人事異動等によりまして職員費が減額となったことによりまして27万6千円の減額の対応をいたします。また、管理運営費・需用費の光熱水費では支出額が増大しており、既決予算では対応が困難と予測されますので、325万3千円を計上するものでございます。修繕料では、厨房機器や設備の修繕箇所が多く、適切に修繕を実施して、安全安心でおいしい学校給食の提供に備えるというもので、299万8千円を計上するものでございます。

次に、上段の歳入の御説明をいたします。

一般会計繰入金は、先ほどのスポーツ保健課の特別会計繰出金をいただくということでありまして、職員費を含みます歳出から歳入を引いて、この差額が一般会計繰入金の歳入となるというものでございます。歳出で御説明いたしました職員費の減額分と、需用費の増額分を足して、597万5千円を増額するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、御質問はございませんか。

御意見はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

意見もないようですので、議第52号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第53号 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

職員課の山際でございます。私の方から説明をさせていただきます。

それでは、議案書の16ページから77ページまでの議第53号 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを御説明申し上げます。

この案件につきましては、毎年、人事院より公務員の給与・勤務条件などが、民間事業所の情勢に適応するよう勧告がなされているところでございまして、地方自治体はその勧告内容やそれぞれの都道府県に属します人事委員会の勧告に基づきまして、一般職員を初め市長、副市長、教育長といった特別職、並びに議員の手当等について改定を行っているものでございます。

今回、令和元年の人事院勧告および滋賀県人事委員会勧告がなされましたことから、この勧告に基づきまして市職員等の月例給並びにボーナスの引き上げなどを行うために必要な条例改正を行うものでございます。

当条例案につきましては、五つの条例を併せて改正しようとするものでございまして、まず、18ページを御覧いただきたいと思っております。

18ページの第1条、それから少しめくっていただきまして、36ページの第2条、これらにつきましては、一般職員の給与に関する条例でございます。

それから同じく、第3条と次のページの第4条でございますけれども、これにつきましては、市の職員をある一定の任期を定めて採用する場合がございますけれども、そのような一般職の任期付職員の採用等に関します条例の改正。

それから、37ページの第5条、第6条につきましては、市長、副市長の給与等に関する条例。

同じく第7条、第8条については、教育委員会教育長の給与等に関する条例。

それから、その下の第9条、第10条につきましては、常勤監査委員の給与等に関する条例を改正しようとするものでございます。

それぞれの改正の内容につきましては、議案書の39ページから77ページまでの新旧対照表に記載しておりますけれども、非常に多岐にわたりますことから、改正内容となりますその概要につきまして説明をさせていただきます。

39ページから67ページまでが、一般職員の給与に関する条例の一部改正でございます。一般職員については月例給と勤勉手当、それから住宅手当の改正を行おうとするものでございまして、給料の改定率は平均で0.21%の引き上げでございます。30歳代半ばまでの若年層を中心に引き上げるものでございます。入庁10年目の主査クラスで月額1千円程度の引き上げとなります。初任給につきましては、大卒程度の初任給を1,500円、高卒者の初任給を1,900円引き上げるものでございます。それから、勤勉手当の支給月数を年間0.05カ月分引き上げようとするものでございます。こちらにつきまし

ても、入庁10年目の主査クラスで1万5千円ほどの増額となります。それから、住宅手当につきましては、支給対象となります家賃額の下限を4千円引き上げるなどの改正を行うものでございます。

次に、68ないし69ページでございますけれども、これは先ほどの任期付職員の採用を行う場合の条例でございますが、これにつきましても、特定任期付職員の月例給、期末手当について先ほどの一般職員と同様の引き上げを行うものでございます。

それから、70、71ページでございますが、市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正でございます。

続いて、72、73ページが、教育長の給与等に関する条例の一部改正、74ページ、75ページが、常勤監査委員の給与に関する条例の一部改正でございます。これら特別職につきましては、それぞれ期末手当の支給月数を年間で0.05カ月分引き上げるものでございます。

最後、76ページから77ページにつきましては、附則関係でございまして、先ほど申し上げました改正につきまして、月例給につきましては本年の4月1日に遡及します。それから、ボーナスにつきましては、6月分を12月分に含めて支給するという内容のものと、次年度以降のボーナスの支給月数、住宅手当の改正に伴う経過措置について規定するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第53号についての説明とさせていただきます。どうぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、御質問はございませんか。
御意見はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

意見もないようですので、議第53号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第54号 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについておよび議第55号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについての二つの議案については、関連する議案ですので一括での議題といたします。

事務局の説明を求めます。

引き続きまして、職員課の山際から説明させていただきます。

議案書78ページから82ページの議第54号 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案と、まことに申しわけございませんけど、本日差しかえとしまして別冊でお配りしております議案書84ページから111ページの議第55号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案については、関連いたしますことから一括して御説明申し上げます。

こちらにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、新たに会計年度任用職員制度が創設されることになったことから、法改正の趣旨を踏まえまして所要の整備を行い、また、その関係の条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

背景としましては、現在の地方行政において、大変重要な担い手となっていたいております臨時・非常勤職員の適正な任用および勤務条件を確保することを目的として、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることになりました。

会計年度任用職員制度の概要でございますけれども、現在、本市では正規職員のほかに非正規職員としまして、臨時職員、嘱託職員の任用を行っておりますが、今後は、この二つの区別がなくなりまして、会計年度任用職員として一つの大きなくくりとなります。ただし、臨時職員につきましては、その定義は残りますけれども、任用できる対象が限定されることとなります。

会計年度任用職員については、「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員」ということと定義されておまして、一週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイム会計年度任用職員と、それから、一週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイム会計年度任用職員の二つの類型が設けられております。また、会計年度任用職員については、条例で定めることによりまして期末手当の支給が可能となるほか、服務に関する規定、それから職務給の原則など、地方公務員法上の規定についても、常勤職員と同様に適用を受けることとなります。制度設計につきましては、現在、近隣の自治体の状況も踏まえながら、制度設計を進めているところでございます。

それでは、一つ目の、80ページの議第54号 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案についてでございますけれども、この条例につきましては、会計年度任用職員に対して支給する給与等の基準その他の必要な事項を定めるものでございます。第1条につきましてはその条例の趣旨の規定を、第2条につきましては給与および費用弁償の種類、第3条については給料月額の設定等について、それから、81ページの第4条につきましては通勤手当、それから、第5条につきましては時間外勤務手当、第6条につきまし

ては休日勤務手当、第7条は夜間勤務手当、第8条は地域手当、第9条は特殊勤務手当となっております。第10条は給与の減額、第11条は期末手当、それから、82ページの第12条は勤務1時間当たりの給与額、第13条は休職者の給与、第14条は退職手当、第15条は旅費、第16条は細目について委任することについて規定するものでございます。条例の施行は令和2年4月1日からとしております。

それから、続きまして、議第55号、二つ目でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、既存の条例の一部改正でございますが、関係条例の整備条例として現在13の条例を一括改正するものでございます。非常に多岐にわたりますので、その改正の概要について簡単に説明をさせていただきます。

93ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

右側が旧条例、現在の条例、左側が新条例、改正案となります。まず、第1条の草津市議会議員政治倫理条例でございますけれども、職員の定義からこの下線の部分でございますけれども嘱託職員というものを削除する。会計年度任用職員の創設によりまして、非常勤・嘱託職員というものがなくなりますので、嘱託職員という言葉がなくすという改正を行うものでございます。

それから、94ページの第2条の草津市職員定数条例につきましては、定数条例の職員の定義から、これまでは臨時的任用職員でございましたけれども、それに加えまして会計年度任用職員も適用対象としないための規定の整備を行うものでございます。

次に、95ページの第3条の草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例については、地方公務員法第22条の項建てが廃止されたことに伴いまして、引用条項が変更されますので、その改正を。次の96ページの第4条の草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、会計年度任用職員のうちフルタイム職員については公表の対象とするものという規定を行うものでございます。

それから、97ページの第5条の職員の分限に関する手続および効果に関する条例は、会計年度任用職員の休職期間を任期の範囲内とする読みかえ規定の整備を行うもの。それから、98ページの第6条の草津市職員の懲戒の手続および効果に関する条例は、減給の規定に係る給料の定義に、パートタイムの会計年度任用職員は「給料に相当する報酬」を規定するものでございます。

それから、99ページの第7条の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、引用条項の改正、臨時的任用職員の年休の規定の整備、それから、臨時職員の勤務時間、休暇等については、この条例を直接適用する旨の規定を行う

ものでございます。

それから、100ページから105ページにかけての第8条については、草津市職員の育児休業等に関する条例でございますけれども、会計年度任用職員の創設に伴いまして非常勤の職員の育児休業、部分休業の規定の整備を行うものでございます。

それから、106ページの第9条の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、補償基礎額の対象者にフルタイムの会計年度任用職員を追加する規定の整備を行うものでございます。

それから、107ページの第10条の草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例につきましては、特別職非常勤職員の要件の厳格化に伴いまして、地公法第3条第3項の適用のある職に係る報酬の規定の整備を行うものでございます。

それから、108ページの第11条の草津市職員の給与に関する条例につきましては、臨時的任用職員について本条例を直接適用する規定の整備を行うものでございます。

それから、109ページの第12条の草津市職員の退職手当に関する条例は、職員とみなす者の規定からパートタイムの会計年度任用職員を除外する規定の整備、それから、110ページの第13条の草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例については、会計年度任用職員の創設に伴う給与の種類および退職手当の規定の整備を図るものでございます。

111ページの附則につきましては、これら条例の施行日および経過措置について定めるものでございます。

以上、13本の条例を一括して改正するものでございます。

以上、54号、55号併せまして御説明とさせていただきます。どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

川那邊教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問はございませんか。
御意見はございませんか。

檀原委員

やはり、正規で採用された職員さんだけで仕事もうなかなか回せないということ、これがちょっといいかどうかかわからないですけど、やはり学校でもサポートしていただく人たちが、先ほどの稲垣委員さんからのお話にもありましたが、いろいろな意味で先生だけではなくて、いろいろな人に関わってもらうという必要も出てきますし、またこの役所の中でも当然そういう人たちが働いていただく必要があると思いますし、現にもう既にそういう方なしでは多分回らない部分がたくさんあると思います。そういう人たちに対してやはり給料面

で、または制度面でちゃんとその人たちをサポートできるようにすることは非常に重要なことであり、また、世の中の的にもその格差みたいなものはしっかりと埋めていかなければいけないということで、今後とも多分いろいろな意味で変わってくると思うのですが、やはりその辺も一緒に働く仲間として働きやすい、その人、一人一人がちゃんと生活もしっかりできていくようにという視点は非常に重要だと思いますので、今後もそういう面で良くなっていく部分だと思います。期末手当であったり退職金であったりとかいうものもやはり非常勤であっても何年も続けて来ていただく、1年度の単年とはいえ、次の年度も来られる方も、そういう形でされる方にはそれなりの見合う報酬面とか待遇面での改善が必要になってくると思います。ある意味、市全体の予算というのは、それに見合う分だけは当然増えるわけなのですが、やはりそれは必要なことではないかと思っておりますので、ぜひいい形で草津市のそういう待遇がいい形になることを期待しておりますので、今回の改正は非常にありがたいと思っております。

川那邊教育長

ほかいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、意見として、市長に報告を回答することといたします。

次に、議第56号 草津市立文化ホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

議第56号 草津市立文化ホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて、生涯学習課の相井が御説明申し上げます。

議案書の112ページを御覧ください。

当課が所管しております草津アミカホールと草津クレアホールにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に施設の管理運営を委託しておりますが、令和元年度末で現在の指定期間が終了いたしますことから、市議会11月定例会において、次期指定管理者の指定議決の議案を提出するに当たりまして、今回教育委員会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定につきましては、令和元年10月10日に開催いただきました草津市指定管理者選定評価委員会におきまして、指令管理者の候補者として公益財団法人草津市コミュニティ事業団を選定いただきました。指定管理期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よ

ろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、御質問はございませんか。
御意見はございませんか。

檀原委員

今回も指定管理の期間が5年間という形で、以前よりも長くしていただいたことは非常にありがたいと思っています。十分な活用をして、草津の市民における文化や芸術活動、また、それ以外の福祉面でも十分に活用できるようにしていただけることを期待したいと思います。どうもありがとうございます。

川那邊教育長

ほかいかがですか。

ないようであれば、議第56号は意見がないということで市長に回答することといたします。よろしいでしょうか。

————— 日程第5 —————

川那邊教育長

それでは、日程第5、報告事項に入ります。
事務局より報告願います。

教育総務課長

報告事項1 寄付受け入れ報告について、教育総務課の田中が御説明申し上げます。

報告書は、2ページでございます。

このたび、新堂中学校の同友会様より、24インチのデジタルフォトフレームを、新堂中学校に対し御寄付いただきました。

報告事項は以上でございます。

川那邊教育長

報告事項につきまして、御質問等はございませんか。

それでは、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、先ほど非公開とした議案の審議に移ります。

————— 非公開 —————

川那邊教育長

以上をもちまして、本日の議事は終了となりますが、ほかにご覧ございませんか。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課から、机の方にチラシを置かせていただいている内容について

て少し御紹介させていただきます。

私の方からは、カラー刷りのもので黄色いチラシ、第17回となります草津市チャレンジスポーツデーが現在開催期間中となっております。市内で37会場、全14小学校区の体育振興協議会様、また、21の競技団体様に、草津市健・交クラブや立命館大学の協力をいただきながら実施をしておりますので、御案内をいたします。

また、もう1枚の第65回目となります草津市駅伝競走大会が来る1月12日に開催する予定でございますので、併せて御案内をさせていただきます。

歴史文化財課長

歴史文化財課の岩間でございます。私の方から、もう1枚の黄色いチラシの事業につきまして御案内させていただきます。

例年実施しております芦浦観音寺の一般公開の御案内でございます。主催は草津市観光ボランティアガイド協会でございますが、本年も公開されることになりました。今年は歴代住職の中で5世から7世、あるいは11世という人たちの肖像画に加えまして、船奉行を務めた時代の船印の展示がございますので、併せて御紹介させていただきます。

川那邊教育長

ほかよろしいですか。

それでは、これもちまして、11月定例会を終わらせていただきます。

次回は、12月20日、金曜日、午後3時から定例会を開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時20分